

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)

議事録

1 日時 令和元年11月18日(月) 18時28分～20時29分

2 場所 都庁第一本庁舎 42階 特別会議室A

3 次第

(開会)

1 議事

(1) 施設の機能転換等について

(2) 児童相談所・一時保護所等の改革について

2 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、磯谷副部会長、石川委員、鈴木委員、都留委員、西村委員、林委員、
藤井委員、宮島委員、武藤委員、渡邊委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2-1 施設の機能転換等について①

(施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換)

資料2-2 施設の機能転換等について②

(社会的養護の下で育つ子供の自立支援の推進に向けた取組)

資料3-1 児童相談所・一時保護所等の改革について①

(児童相談所の体制強化策)

資料3-2 児童相談所・一時保護所等の改革について②

(一時保護児童への支援体制の強化)

資料4 専門部会開催スケジュール

資料集

開 会

午後6時28分

○玉岡育成支援課長 本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、横堀委員とオブザーバーの松原委員から欠席の御連絡をいただいております。

その他の委員の方々は、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。

はじめに、お手元の配布資料の御確認をお願いいたします。

資料の1枚目、会議次第に配布資料の一覧を記載してございますとおり、本日は資料1から資料4、それに加えまして、第7回部会の資料集を御用意しております。

その他に、参考といたしまして、前回部会までの資料集、黄色のフラットファイル綴りを置かせていただいております。

資料に過不足はございませんでしょうか。御確認をいただき、万一、資料の不足等がございましたら、事務局にお声がけいただければと思います。

なお、黄色のフラットファイルの参考資料は、毎回事務局で机の上に御用意をいたしますので、お持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

本日の資料集につきましては、事前にお送りしております内容と同じでございますので、お持ち帰りいただいても結構ですが、そのまま机の上に置いていただければ、フラットファイルに綴じて、次回の部会まで事務局で保管をさせていただきます。

その他に、10月、11月が里親月間でございます。里親月間にあわせた東京都の取組の一例として、紹介をさせていただくチラシ等を皆様方の机上のほうに置かせていただいております。

1つがワイドコロラボ協定というもので、東京都と様々な分野で包括的に政策連携を結んでいる企業と連携をして、里親についても周知をしていただいている事例です。

それから次が、都の職員向けに里親制度を紹介するイベントのチラシです。

最後に、自分の生き方を選択するためにということで、子供を持つことについて様々な情報を御紹介し、若い方々に考えていただくための一助となるようにということで、今回、新たに作成をしたチラシでございます。

こちらは、情報提供でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されます

ので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、マイクのスタンドにありますボタンを押してから御発言をいただき、御発言が終わりましたらボタンを押して、マイクのスイッチを切るようお願いいたします。

この後の進行は柏女部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柏女部会長 皆さんこんばんは。今日は、ちょっと遅い時間の開始になってしまって、恐縮しております。2時間、20時半までという予定ですので、できるだけ議論は熱く、しかし、時間は厳守という感じで進めていければなと思っております。皆様の御協力をお願いいたします。

本日は第7回の専門部会ですが、各論の議論は今回が最後になります。

次回は、この部会で議論した3つのテーマについての都の計画素案を出していただいて、御議論という形になります。

今日は、次第にありますとおり「施設の機能転換等」と「児童相談所・一時保護所等の改革」の2つの議事について、二巡目の審議をいただきたいと思っております。それぞれのテーマごとに御意見をいただき、最後に全体を通しての御意見を頂戴するという、これまで通りの形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、さっそくですが、1つ目の議事に入りたいと思っております。「施設の機能転換等について」ということで、事務局のほうから、御説明をお願いいたします。

○玉岡育成支援課長 それでは、資料2-1により、御説明をさせていただきます。

はじめに、資料2-1「施設の機能転換等について」ですけれども、これまで部会で御議論いただきましたものを、まとめさせていただいたものでございます。

まず、背景と経緯でございます。1つ目の「○」にありますように、東京都はこれまでもグループホームの設置を推進しておりまして、2つ目の「○」にありますように、困難な課題を抱え、ケアニーズが非常に高い子供に対しては、専門職がすぐに対応できる高機能化が求められるというところで、将来的にはできるだけ少人数の生活単位とし、その単位数も、おおむね4単位程度までが求められるという国の方針もでございます。

また、3つ目の「○」にあるように、地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援、一時保護した児童の受入など、施設の多機能化・機能転換が求められています。こうしたことを背景に、これまで議論をいただいたところでございます。

論点(1)の「施設の小規模かつ地域分散化の促進」についてでございます。小規模化

につきましては、現状と課題の1行目の「○に」記載したとおり、全体の70%ぐらいまで進行しているということで、東京都では、比較的小規模化が進んでいるということですが、今後の方向性という中では、そうした方向を維持し、引き続き小規模化・地域分散化に対応する整備を支援するとともに、施設の運営における課題などについても、それらの支援を検討していくということでございます。

それから、現状と課題の2つ目の「○」にございますとおり、グループホームは勤務ローテーションの確保などが困難な状況もございますので、今後の方向性として、複数職員による勤務態勢の支援の検討等も考えていくということでございます。

少し飛ばしまして、下から2つ目の「○」の現状の課題になりますけれども、児童が本体施設からグループホームに移り、転校する場合の学校等との情報共有、連携につきましては、これまでも取り組んでいるところではございますが、前回、委員のほうからの御意見も踏まえ、今後の方向性として、その子供が通う学校と、引き続き連携をしていくことも記載をさせていただいております。

1枚おめくりをいただきまして、論点(2)「ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実」でございます。

現状と課題のところでございますが、まず、1つ目の「○」ですけれども、児童養護施設で、重い情緒面・行動面の問題を抱える子供が増えていること、また、児童自立支援施設での被虐待経験等による特別の支援を必要とする子供が増加していることを踏まえて、今後の方向性として、児童のケアニーズに応じた支援体制の強化ですとか、本体施設を少人数の生活単位で運営することについての課題も、検討をしていく必要があると記載をさせていただいております。

それから、2つ目「○」で、乳児院についても特に行動面の課題、それから、医療的ケアの高度化への対応が必要ということがございまして、こちらも委員のほうから御意見がありました。今後の方向性として、今、東京都で実施しております常時医療・看護が必要な病虚弱児等の受入体制の確保については、引き続き推進をしていくところで書かせていただいております。

3つ目の「○」の都立児童養護施設につきましては、セーフティーネットという公的な役割を担っていることを踏まえて、今後の方向性として、職員の配置増などによる体制の強化を検討していくということでございます。

また、一番下「○」ですけれども、高校生の学習塾に要する費用等、学習支援が不足し

ているという課題につきましては、今後の方向性として、高校在学中の児童の生活にかかる経費の実態を踏まえ、学習支援を充実していくとごさいます。

次に、論点（3）の「施設の多機能化」でございます。現状と課題の1つ目の「○」で、現在、施設のほうに里親支援専門相談員を配置しておりますが、地域の里親に対する支援の需要は高まっている状況がございます。

そうしたことも踏まえまして、今後の方向性としては、前回の里親のテーマのときにも御議論いただきましたが、包括的な支援体制を構築しまして、支援の充実に向けた方策を検討していく、と書かせていただいております。

その他、一時保護所の入所状況のひっ迫に伴う施設の一時保護委託の需要につきましても、今後の方向性として、しっかり体制を整備した上で、更なる受け入れを目指していくということで、書かせていただいております。

引き続き、資料2-2の「社会的養護の下で育つ子供の自立支援の推進に向けた取組」について、御説明をさせていただきます。

まず、背景と経緯でございます。児童養護施設等におきましては、児童の自立に向けて、様々な課題に対応するために取組を実施しておりまして、また東京都では、児童養護施設には自立支援コーディネーターを配置してきているところです。

それから、生活指導が必要な児童の自立を支援するための児童自立支援施設を2か所設置しております。

その他に、退所児童等に日常生活上の援助、生活指導等を行うための自立援助ホームを設置しておりますが、そのホームにジョブ・トレーナーを配置し、東京都として就労定着支援を実施しているということ。それから、一番下のところで、退所後の相談に対応した「ふらっとホーム」というものを都内に2か所設置している。

こういった背景と経緯の中で、現状と課題について、整理をしたところでございます。

まず、1つ目の「○」で、自立支援コーディネーターについては、56施設に配置が進んでいますが、活動状況に差が見られるということがありますので、今後の方向性として、全ての児童養護施設での配置を目指すとともに、支援の強化を検討ですとか、2つ目の「○」で、施設退所者の高校卒業後の進学率は、東京都は全国に比べて高いのですけれども、全高校生の進学率と比較しますと、まだ低い水準にありますので、今後の方向性として、奨学金等の必要な情報の提供ですとか、高校在学中の学習支援などの充実を図っていくということを書かせていただいております。

3つ目の「○」でございますけれども、中途退学率も極めて高い水準というところがございまして、今後の方向性にありますように、児童自立支援施設等におけるアフターケアの充実、あるいは都立高校に派遣される自立支援チームの活用などによる中途退学の防止といった取組も、引き続きやっていくということでございます。

また、下から3つ目の「○」、ジョブ・トレーナーですけれども、こちらは指導員等と兼務している状況が多くありますので、今後の方向性でありますように、各ホームに配置をしたジョブ・トレーナーが、活動の充実を図っていくということを書かせていただいております。

また、次の「○」の養育家庭につきましては、今、施設における自立支援コーディネーターのような役割を担う職員がいないこともありますので、自立に向けた情報提供支援を担う相談体制を強化していくということ、今後の方向性として書かせていただいております。

最後の「○」に、経済的困難、障害、非行、家族の不在等の様々な困難な課題を複合的に抱える退所者等に関して、各分野の関係機関が関わる必要があるということで、こちらも前回、委員のほうから御指摘をいただいたところでございますが、それを踏まえまして、居住、就労、進学等への支援を確実にを行うため、各種公的サービスの周知や、サービスの活用を促進するため、関係機関との円滑な連携に向けた検討を行っていくと、今後の方向性として書かせていただいたところでございます。

雑駁ではございますが、資料2-1、2-2の説明は、以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から施設の機能転換等ということで、大きく2つのテーマに分けて整理をした内容を御説明いただきました。

審議のテーマのほうは、それぞれごとに区切って進めていきたいと思っております。

資料2-1についての部分を30分ぐらい、それから資料2-2のほうを20分ぐらいということで、そのぐらいの時間を目途に進めていきたいと思っております。

それでは、はじめに資料2-1について、御意見を頂戴できればと思っております。どなたからでも結構です。よろしく願いいたします。

では、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 本当は資料を用意しようかなと思ったのですが、間に合わなくて、口頭で発言させていただきます。

まず、質問や意見が何点かあります。

1点目は、この資料2-1の背景と経緯に記載があるように、国のほうではゆくゆくは、少人数の生活単位、将来的にはケアニーズが高い児童は4単位で4人ということで、目標を出しているのです。でも、東京都の現状としては、今でも受け皿が足りないのに、本園のユニットだとか、小規模グループケアを今8人が、今度6人になったのですけれども、これを4人にすることで、ケアニーズが高いという点では、必要だとは思いますが、受け皿を用意するという点では、本園では4単位、4人の16人しか無理ですよとなってしまうと、施設の受け皿が全く足りなくなってしまうというようなこととなります。

ですから、小規模化したり、分散化したり、高機能化する方向はいいのですけれども、具体的な計画を立てるときに、やはり東京都独自の計画を立てないと、国のビジョンだけでは対応できないのが現実だと思います。

今回、このところに具体的にどういう数値を入れ込むというのがないものですから、私としては、そういうことしか言えないのですが、国のほうのビジョンで出されている部分をそのまま東京都で置きかえてしまうと、保護できない子供たちをどんどん生み出してしまうことになると思いますので、東京都独自の受け皿づくりを考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

質問というか、どちらかという意見となりますが、今、東京都としてどういう方向性で考えているのか、もし具体的な検討をしているのであれば、少しお聞かせ願いたいと思っています。

それから、もう1点は、これも意見なのですが、論点(1)の2番目の「○」ところに、グループホームの定員の設定だとか、複数職員の勤務体制の検討ということがあって、これは国のほうも出しているのですが、今の実態を言うと、グループホームは4人担当でやっているのですけれども、なかなか勤務もきつくて、複数体制にはなれていないのです。

以前の部会での議論で、具体的にこうした方がいいのではないかと提案を出したのですが、これもぜひ東京都が率先して、この複数体制に臨むに当たっての職員配置基準を明確化した方がいいのではないかなと思います。

そういう点では、こういう方向性は出ているのですけれども、具体的にどうするのというものが、非常に欠けていると思いますので、ぜひ具体的な方法論とか、職員配置だとか、そういうものをなるべく具体的にまとめの提言に書いていただきたいと思います。

これも意見的な質問ということになりますけれども、もし、東京都のほうで、複数職員で勤務するに当たっての支援を検討するということについて、現在の部分で検討していることがあれば、ぜひ説明をお願いしたいと思います。

3点目ですけれども、委員長、論点（1）だけでしたか。

○柏女部会長 いや、論点（3）のところまで大丈夫ですよ。

○武藤委員 では、続けさせていただきます。

論点（2）のケアニーズが高い子供たちの専門的なケアの充実を図るところでは、今、精神科医の単価も含めて、非常に低い設定ですから、今のままではこれ以上拡充するのは難しいということで、専門機能強化型児童養護施設の機能強化をぜひ図っていただきたい。

同時に、今回、ここに都立施設だとか、児童自立支援施設のこともちょうと明記されていますけれども、情緒障害児短期治療施設、今は児童心理治療施設といいますけれども、これが東京都にはなくて、一方でケアニーズが非常に高く、心身に課題を抱える子供たちが多くなってきているので、そろそろ東京都も、児童心理治療施設の設置について、検討を始めたほうがいいのではないかなと思っています。

これも新たな提案ということになりますが、実施するか、しないかは別として、今後、どうあるべきか検討をするという明記を、ぜひ今回入れていただきたい。非常にケアニーズが高い子供たちに対して、石神井学園でも今、モデル的な取組をしていますけれども、この検証を早くしながら、次のステップに移っていくようなことが、東京都は求められるのではないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう1点、論点（3）の一時保護所の件です。今、児童養護施設で一時保護委託をやっているのですけれども、児童相談所だけではなくて、施設でもなかなか受け入れが大変な状況なのです。今後の方向性として、施設での一時保護委託及び一時保護所的な取組を拡充していくために、課題を整理した上で、さらなる受入を目指すということなのですが、これも具体的に今、東京都のほうでこういうことを考えているということがあれば、お聞かせ願いたいかなと思っていますので、よろしくお願います。

私のほうからは以上です。

○柏女部会長 質問も含めていただきましたけれども、やりとりをしていると、かなりそれだけで時間を食ってしまいますので、恐縮ですが、今後の方向性として、課題について検討と書いてあるので、東京都としては検討中だと御了解をいただいて、今の4点、御意見

として頂戴しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○武藤委員 わかりました。

○柏女部会長 それでは、そのような形にさせていただきたいと思います。

他にはいかがでしょう。

宮島委員、お願いします。

○宮島委員 武藤委員が、かなり意欲的に意見をくださったので、私も、1つはどうしてもこれは伝えたいという、今の枠組みとはちょっと外れているかもしれませんが、申し上げたいと思います。

論点（１）、（２）、（３）とあるのですが、この３つでいいのかという、もしこの中に含まれるとしたら、（３）になるかもしれないけれども、むしろ（４）として、それを挙げるぐらいの大きさのものがあるのではないかということでの意見です。

今回、どれもケアワーク中心に記されているように感じます。児童養護施設、乳児院のケアワークはソーシャルワーク機能との兼ね合い、つまり両輪がなければ進められるものではない。子供と家族のそれぞれのニーズを踏まえた上で、どういうケアを提供するのか。

また、それは日々の養育だけではなくて、この子の１年後、２年後、３年後、あるいはもっと先を含めて考えなければならないことです。分断をとにかく無くす。人生とか、子供の生活の分断を無くしていくという趣旨で、地域との分断の解消と同じように、やはり短期化も必要です。しかし、短期化は一律に短くしろということではなくて、子供と家族のニーズを踏まえた上で、それで一緒に家族とともに、子供の人生をつくっていく、暮らしをつくっていく、その中にケアがあるのだと考えますので、やはりソーシャルワーク機能の充実という論点があるべきではないかと考えます。

国のビジョンの全体としては、それを挙げている。ただ、個々のテーマを挙げると、地域分散化とか、自立支援になるけれども、全体を貫いているものが失われないようにする必要があると思うのです。

そのためには、論点（４）をぜひとも、私個人としては挙げて、ソーシャルワーク機能の充実ということを示していただきたいと要望します。

以上です。

○柏女部会長 具体的には何かありますか。それぞれの事業ごとに、ジョブ・トレーナーを置くような形でソーシャルワークの機能を強化する試みは行われているわけですが、今、宮島委員がおっしゃったソーシャルワーク機能の強化ということ、具体的に挙げる

とすれば、政策としてはどういうものになりますでしょうか。

○宮島委員 これは児童相談所の機能と、施設の機能との重なりなども大事だと思います。例えば里親支援専門相談員と書いてありますが、施設にはファミリーソーシャルワーカーがまず置かれていますので、その方の働きを充実する。それでも国の基準ですと、里親支援専門相談員は、兼務はだめだと。ただ、ファミリーソーシャルワークは、ケアワーカーとの兼務でもいいという話になっていますが、やはりこれはきちんと専任の方を置くべきだと思います。

あと、例えば児童相談所のスーパーバイザー研修で、社会的養護とソーシャルワークという科目を子どもの虹情報研修センターでやらせていただいているのですけれども、そこに上げるべきものとしても、移行支援とか、かなり具体的に書いてあるのです。

私は、やはり保護者の方が入所に立ち会えるケースは立ち会って、入所のインテークをきちんとやるとか、あと、1か月後、3か月後、半年後に、それぞれきちんと支援をチェックできるような仕組み、そういうことがないと、やはり入所が長期化してしまいますので、そういった長期化を防いで、最適なケアを提供するために、きちんとモニタリングをして、ケアマネジメントを取り入れていくとか、そういったことが入ってくるものと考えます。

里親のほうでは包括的支援、里親養育支援の中にはフォスタリング機関が継続性を持って対応することとされていると思うのですけれども、施設の方向性にははっきりとは見えない。どうしてかというぐらいに思っております。

今のようなことを、全部を挙げることは難しいかもしれませんが、研修科目で述べられているようなものをちゃんと浸透させるようなことが必要だと考えています。

○柏女部会長 ありがとうございます。

大事なことです。家庭養護を増やしていくとすれば、家族再統合も進めていかなければいけない。そういう意味ではファミリーソーシャルワーカーの強化ということも必要だし、それから、全ての施設がフォスタリング機関をやるわけではないことを考えると、里親支援専門相談員の機能強化、そして施設へ入所している子供の里親委託などを考えていかなければいけない。そういう意味ではソーシャルワークを大事にしなければいけないということですね。

ありがとうございました。検討に値すると思います。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 今、2人がおっしゃったことを若干補足することになると思います。

1つは、グループホームにつきましては、私も施設の小規模化ということで、推進していくべきだと思うのです。

ただ、里親家庭がどうしても勢い孤立しがちだということと同じように、やはりふだん、子どももいろいろ接している中では、グループホームの職員も孤立しがちだというところがあるのではないかと思いますので、ここに書かれていますけれども、複数職員による勤務体制の支援とか、あと、本体施設による支援体制とか、その辺りは確かに国の基準も超えて手当てをする必要があろうかとも思います。ぜひそこは積極的にお願いをできればありがたいなと思います。

それから、これは都というよりも、むしろ施設のほうにお願いすることになるのですが、その際に、職員の皆さんのキャリアパスについて御配慮いただければ、ありがたいなと思います。やはり施設におきましても、そのキャリアパス、自分の将来がどうなるのかを明確に見通せるかということが、職員の定着を確実にしていく1つの大きな要素なのかなと思いますので、そこをぜひ御検討いただければありがたいなと思います。それが1点です。

2つ目は資料2-1の(3)、やはりフォスタリング機関のところなのですが、大変しつこいようで恐縮ですが、子ども里親の立場として、やはり都全域を民間、特に施設でカバーできるような計画をぜひお願いしたいと思っているのです。

先ほど、宮島委員がおっしゃったとおり、フォスタリング機関をやるにしても、施設でフォスタリング機関のスタッフとして活躍していただくためには、やはり私もソーシャルワークの研修と言っていいのか、トレーニングと言っていいのか、そこはぜひとも必要だと思います。

これまでもファミリーソーシャルワーカー等々で、いろいろ御経験はされているのですが、やはり施設ですから、当然と言えば当然ですが、ケアワークが中心になってきたところがありますので、やはりソーシャルワークも是非練達していただけるような形でお願いできればなと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

○林委員 私からは論点(2)、(3)に関わることです。

たしか前回の部会の中で、藤井委員が言われていたような事例があったわけです。そのときに、いわゆるソーシャルワーク的な対応はあるけれども、子供のケアワークを共有できる資源がない、というお話があったと思うのです。高機能を、いわゆるトラウマインフォームドケアを中心とした専門機能として施設が里親養育支援として提供することが必要であると思います。

ソーシャルワーク機能の中にマネジメント機能、アセスメント機能がありますが、アセスメントして、マネジメントしようと思っても、資源がないわけです。やはり資源の開発ということも含めてソーシャルワークを考えないと、今のような、里親さんの話を聞くというレベルを脱することがなかなか難しいのではないかと思うのです。

だから、専門機能と多機能化を統合した、高機能が必要なのです。子供のケアワークと言うと、お世話業務的なニュアンスが強いのですが、トラウマを意識した子供自身も、自分自身の対応を考えられるような専門的なアプローチを、精神科医だけに任せるのではなくて、施設においても中核になる職員をつくっていただきたいと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

ますます施設には、そうした機能が求められてくることになりますので、基幹的専門職員の養成だけではない、スタッフ的なスーパービジョンができるような存在も必要だということだと思います。ありがとうございます。

その他にはいかがでしょうか。

武藤委員に1つお聞きしたいのですけれども、論点（1）の「今後の方向性」のところ、1つ目の「○」ですが、小規模化・地域分散化を進めるにしても、小規模かつ地域分散化された施設の運営における課題や支援について検討ということになっています。

東京都の場合は、小規模化は進んでいるけれども、敷地内小舎も割と多いわけで、それを外に出していくとなると、なかなか人口も多いので難しいというところもあるかもしれませんが、ここはどう考えたらいいのでしょうか。課題や支援について検討ということで、東京都も御意見が欲しいところだと思うのですが。

○武藤委員 私の施設でも今、8つグループホームを地域に出していて、事実上、地域分散化の施設を運営しているのですけれども、小規模活地域分散化には、まず、第1点として、やはりここに書いてあるとおり、職員の一人一人の専門性をしっかり高める。人も配置をきちんとする。量と質を高めることをやらないと、地域分散化は難しいと思います。

それから、やはり本園が核になる必要があると思います。何かあったときにいつでも本

園から手伝いに行くということを含めて、本園を中核にしながら地域分散化を進めない、全部を小規模化かつ地域分散化で本園はなしということは、非常にケアニーズの高い子供たちの支援は難しいと思います。ですので、常に職員をバックアップする体制ですとか、そういうものを、本園を基軸にしながらつくっていくということが、とても大事だと思います。

それから、分散化する意味、先ほど御意見もありましたけれども、そのことを施設も職員もしっかり認識して取り組まないと、意味がないと思います。

ですから、地域分散化すればいいということではなくて、新たに地域に出すということは、地域の資源を活用したり、地域の資源に私たちがむしろ活用されたり、そういう新たなコミュニティーをつくっていくことを分散化しながらやらないといけない。それから、非常に大変な場合には、地域の人たちの手伝いもしてもらおうとかも含めて、そういうことが、東京都の中でも、実践できるシステムづくりが必要だと思っています。

私の施設のホームも、地域からグループホームに利用はどうですかと言ってもらったり、今まで人間関係が持てなかったのに、新たにいろいろな人たちがそこに入出入りする中で、地域の人たちが、新たなコミュニティーができたということで、本当に感謝していますということをいただいた地域もあるのです。だから、そういうことをやはりもっと展開しないといけないのです。

ケアワークの技術と、ソーシャルワークの技術と、コミュニティーワークの技術を、やはり今後、児童養護施設の職員は持っていないと、多機能化だとか、小規模化・地域分散化をするということは進まないし、分散化したところでかえって大きな事件になってしまうという危険性もあると思いますので、そういうことの手立てをしながら進めるということが、全体的に求められると思います。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございます。

小規模化のメリットと限界は、結構語られるのですけれども、地域分散化の哲学はあまり語られていないような気もしたので、どのように進めていったらいいのかということが、課題や支援について検討となっているものですから、1回整理をしておかないといけないのかなと思ったので、お尋ねさせていただきました。

他にはいかがでしょうか。

都留委員、お願いします。

○都留委員 私のほうでは、論点（2）のケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充

実の乳児院のところでお話させていただきます。何回か前の部会で、障害の重い子供の出口の問題の話をしたと思うのですが、ここに書かれている部分でいけば、受入体制の確保を推進していても、結局、今の医療系の乳児院でいけば、やはり受入先のないまま小学生になった子供がいたりするのです。

それは法律上も難しいことですし、この後、また論議になると思うのですが、児童相談所の部分で、出ていく先の部分のことを、やはりどれぐらい前からしっかりとアセスメントしていろいろな関係機関と話を進めていくのかというようなことが出ていないと、ずっと寝たきりになるような子供だというようなところがわかっているならば、その部分ではなかなか受入自体を断ることも、今日の乳児部会の施設長会では話も出ていたりします。

ぜひ先ほど来、委員の皆様が言われているように、アセスメントの部分と、ケアワーク、ソーシャルワーク、関係施設の人たちとの連携を早目早目にやりながら、進めて取り組んでいってほしいなと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

この部分、ちょっと補足ですけれども、今、国のほうで障害児入所施設のあり方検討が行われていて、ついこの間、中間報告を出されたところですが、その中で、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の職員の配置基準が、年齢が低いほど高い状況にはなっていないものですから、もっとそのようにすべきではないかということ。

それから、そうした子供たちについて、医療型障害児入所施設でグループホーム化、小規模化、地域分散化を可能な限り進めて、そして、そこで受けていくというようなことも合わせて検討されてはいます。国のほうでもそういう問題意識はあって、出口対策と、そもそも乳児院に医療的ケアが必要な子供たちが入所するという自体を避けていこうとする方向性なども出てきてはいますので、これは国の動向を見ながら、都として検討するという形になるのかなと思います。ありがとうございました。

その他はどうでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 高機能化の中で、専門的なケアを必要とする子供の対象の問題の中に、情緒、行動上の問題などが挙がっているわけですが、前回いただいた東京都の調査結果を見ると、従来の反社会的行為とかよりも、やはり非社会的行為というのが比較的割合が高いわけですね。

私はたまたま、この10月、11月に自立支援施設とか、ベテランの里親とか、自立援助ホームとか、養護施設にも訪問させていただく機会があったのですが、そのときに共通して問われるのが、やはりひきこもりであるとか、自傷の問題でして、どうも聞いているとノウハウがない。

今、若者支援のほうで、結構ひきこもりの対応策が出ているのですが、そのうちの半分は不登校から起こっているのだということを考えると、それが40歳、50歳と引き延ばされているわけですから、本当に長期化している。そのことに対応するノウハウがないことが、やはり長期化している要因もあるかと思うのです。

どの里親も、どの施設も困っておられる中で、手探りのような状態で、どこにどんな講師、どの人を呼べばいいかということを具体的に尋ねられた私自身も非常に困ったことがありますので、その辺りの対応はどのようなのでしょうか。優先順位は高いのではないのでしょうか。

○柏女部会長 武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 林委員がおっしゃるとおり、今、子供たちを見ていると、反社会的行為をする子供たちは減っています。でも、下手すると自分を傷つけてしまったり、ひきこもりになってしまったりと、社会的な関係が持てないという子供たちが多いため、そこにアプローチするのは、これは児童養護施設もさることながら、里親も、自立支援施設も、今、林委員がおっしゃったようなところは、やはり社会的養護分野は全て必要だと思います。

さらに進めて考えると、もう少し社会的養護施設等へ入所する手前のところでいろいろな支援ができなかったのかなというのを非常に感じるのです。もう長期的にひきこもりになっている子供たちに、社会的自立をしろというのは、なかなか難しいので、虐待に至る前に対応するのと似ているのですが、もう少し手前の段階で、不登校になりがちなときに、もう少しいろいろな機関が、地域で関わるということを旺盛にやらなければいけないのですが、それが東京ではできていないような気がします。

それは、地域のネットワークをいろいろつくるといえることになると思うのですが、これもやはり非常に表面的なネットワークであって、ひきこもりになる家庭だとか、子供たちの状況を、校はつかんでいるのですが、子供家庭支援センターなども含めて、そのネットワークが十分できていないということで、非常にちぐはぐな対応になっていて、後手後手に回っているのが、今の東京の実態だと思います。

ですから、これは今回の計画に入るかどうかわからないのですが、もっと地域の

身近なところで、そういうところの資源をどんどん活用できるということについて、誰がその中心的になるのかということを決めて取り組むことを、もっと旺盛にやらなければいけないと思うのです。今はそれができていないので、だんだんひきこもりになってしまいう。それから、その中で虐待などの事件が起きてしまって、それから、児童相談所が介入することになっているという状況です。

そののところをもう少し地域で、施設や里親も含めたところのネットワークをつくりながら、初期的な介入をもっとやれるようなシステムをつくるのが第一義的に必要だと、私は思っています。林委員の問題提起への答えに全然なっていませんが、私の考えはそうです。

○柏女部会長 林委員、よろしいですか。

○林委員 専門機能を施設だけで何かやるという限界もあるかな。子供に家出先をつくるぐらいの居場所の複数化とか、そういう観点も必要かなと思います。

○柏女部会長 本当ですね。施設入所している子供たちには、教育分野には教育支援センターがあるわけですので、そことしっかりとつながっていくことも大事ですし、スクールソーシャルワーカーをもう少し活用していくことが大事なのだろうなと思います。

ただ、スクールソーシャルワーカー自体も、子供の貧困の問題については割と敏感ですが、不登校とかひきこもりのほうには、なかなかまだ十分ではないという現状もあるようですので、その辺りのところも合わせて、次の自立支援のテーマの一番下のところに様々な困難な課題を複合的に抱える子供たちへの支援というようなこともありますので、そちらのほうで、また、議論を進めていけばいいかなと思います。

それから、もう一つ、ひきこもりの関係、治療指導の関係で言えば、児童相談センターに治療指導課があるので、そこをどう強化していくか、活用していくかということも、次の児童相談所の機能強化の課題のところでも、御意見を頂戴できればと思います。

次の自立支援のテーマに行ってもよろしいでしょうか。よろしければ、資料2-2のほうに移りたいと思います。

今、ちょっとお話に出ていたのが一番下のところにあります。包括的な支援をしていくためのつながりを強化していくといったところが、ここに入ってくるかなと思うので、ひきこもりなどはここに入ってくると思います。

自立支援関係のところでは、何か御意見はございますでしょうか。

宮島委員、どうぞ。

○宮島委員 意見というよりも、お聞きしたいことがございます。今、林委員が、ひきこもりの問題とかにきちんと対応していかなければいけないとおっしゃっていましたが、例えば海外などは、どのような取組があるのか。

例えば児童相談所でも、最近では、非行相談だとしても、昔のような非行ではなくて、ゲーム依存、買い物依存などで、家庭内暴力のようなことが非常に多いという話を聞きます。本当に難しく児童相談所としても良い対応が見出せないでいる。一方で、社会的養護のところでは、治療が必要だということで、薬が使われ過ぎるというようなことも言われている。

では、実際にどういう手立てがあるのかということが、例えば先ほどのテーマで言えば、高機能化の中で治療も行うという場合には、どういう方向性で向かえばいいのかということが、本当に私自身がわからなくて、混乱している状態なのです。

たしか前半の議論で、今後の施設は病院化してしまうのは、私はむしろ望ましくないのではないかと申し上げたのですけれども、では、実際はどのようなものが必要なのかが見えない。

東京都は、確かに児童心理治療施設はありませんけれども、一方で、専門機能強化型児童養護施設があつて、かなり心理職なども厚く配置されている。私も施設に伺うと、なるほどということをいろいろ教えていただくのですけれども、実際にどういうものが可能なのかという辺りを少し御紹介いただければ、実際にこれから東京都のほうも、計画を立てていく上で絵が描きやすいのかなと思うので、ちょっと御紹介をいただけないかと思えます。渡邊委員も、海外の事情などを非常に御存じだと思うので。

○柏女部会長 林委員、何かその知識がおありでしたら。

○林委員 私はイギリスのコアセットを訪問させていただいたのですが、そのときは、やはりセラピストの層の厚さが目を引きました。セラピストという職種がソーシャルワーク的な機能を担っていました。マネジメント機能です。もちろん多様なセラピーも担うのですが。

日本だと心理士とか心理療法担当職員というのは、生活ケア以外に、一体何を提供できているのか。最大のケアは生活であるということは間違いありませんけれども、それプラス家庭に委託できるようにどのようなケアを提供できるかということが問われていると思います。

○柏女部会長 渡邊委員、よろしいですか。

○渡邊委員 林委員がおっしゃるように、最高の治療はやはり生活、そのとおりだと思います。生活というのは、地域社会の中で営まれるものなので、では、それを子供の生活の中にどう落とし込んでいくのかという部分が大事だと思うのです。

確かに様々なセラピーがあるのだけれども、そこには当然アセスメントがあって、その子供にはどういうニーズがあるのか、集中的なケアから、どう集中的ではない状況に、要は、その子供の生活状況というのを緩やかなものにしていくのかというような計画が、最初からまずありきであるべきです。

そのために当然、治療的な施設ケアが必要であったりします。それから、やはりユースワーカーという存在が非常に大きいだろうなど。かなり早い段階でユースサポートワーカーという形の経験を積んで、経験豊富なソーシャルワーカーに将来的になっていく方々も英国やオセアニア諸国の中にはいらっしゃる。

例えば里親には心を開かない、別にソーシャルワーカーのことを好きというわけでもない、心理の専門家などもっと嫌いという子供はいっぱいいるわけです。そういった子供が、日常生活の中で一緒にアクティビティーをする中で、その子供のニーズを拾っていくようなユースサポートワーカーの存在も結構大きかったりするのです。そういった中から、支援を受けることで、その子供に成功体験を、かなり早い段階で積み重ねさせる。

支援を受けることは、言ってみれば、支援というのは地域社会の中にあるものなので、子供たちはもちろん無意識でしょうけれども、地域社会とのつながりというものを早い段階で成功体験を積み重ねていくということが、非常に重要だと思うのです。

そうでないと、自立というものが非常に目の前に迫ってから、地域とつながりなさいと言っても、成功体験のない若者にとって、それがどれほど困難であるかというのは本人しかわからない。こんなに資源があるのに、その子供にはうまく機能しないというような状況は非常に残念だと思うので、やはり社会的養育、社会的養護の中にある段階から、施設であろうと、里親家庭であろうと、様々な資源をカスタマイズして、要は、支援を受けること、サービスを受けること、セラピーを受けることの成功体験というか、それが子供にとって心地いいものであれば、何か自分にとって得になるものだという認識を、無意識の中でも経験させることが、非常に重要ななと思っています。お答えになっていないかもわかりませんが、一旦ここで終わります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

家庭養護を推進するというほうに、社会的養護を展開していくとするならば、社会的養

護体系全体の見直しがとても大事で、そのときに、外国ではどうなのだろうかとしっかりと確認していくことは、とても大事なことだと思います。

東京都にも、そういう問題意識はあると思っていますので、今後、そうした議論も進められていくことを期待したいと思います。

では、自立支援関係ではどうですか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 今、外国の話がありましたけれども、日本、特に東京などでも、今、様々な取組をしているのです。

1つは、心理療法というのは、国の配置の心理療法担当職員と、それから、専門機能強化の心理療法担当職員がいる。役割分担をしながら、国のほうの配置の部分は、従来、虐待を受けた子供たちのトラウマチェックというのですか、それを箱庭療法だとか、いろいろな療法などを使いながら、この子がどれだけ虐待を受けて、どれだけのケアが必要かということをはかってもらって、それを日常生活支援に生かしているところです。

それから、専門機能強化のほうの職員は、どちらかというところ、個別にいろいろな療法を使って、外に出るなど、いろいろな一人一人のケアを、いわゆる保育士、指導員だけではなくて、心理の資格がある人たちが、個別的なケアに当たることを、役割分担しながらやっている施設が多いのです。

あと、これも一つのプレイセラピーということになると思うのですけれども、芸術家やNPO、企業などの外部の人たちに来てもらって、いろいろな遊びみたいなものを通じて自己表現の仕方をやっていたり、それから、従来、施設は割と行事や、今まで体験したことのないようなことを夏休みにいろいろ計画をして、それも一つの子供たちの環境療法になると思うのです。そういう点で様々な取組をしています。

それから、最近、聞くところによると、情緒、行動に非常に問題がある子供たちに、東京都に心理治療施設がないから、関東だとか、もっと全国の施設と提携を結びながら、そこに1年ぐらい、東京都の子供が行って、自然の中で、カヤックだとか、いろいろなことにチャレンジする中で、1年経って帰ってきたら、見違えるように子供たちが変わっているといた報告を受けています。

だから、薬が使われ過ぎるとさきほどおっしゃいましたが、それだけではなくて、今後、東京都でもいろいろ幅広の治療的なケアができるのではないかなと。一例としては今、そういう形でもやっていますから、もっとそれを拡充して東京の範疇に留まることな

く全国展開できるシステムをつくっていくことが必要なのではないかなと思いましたので、補足というか、発言させていただきました。

以上です。

○柏女部会長 では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 2番目の、大学等への進学率というところで、ちょっと論点が違うのですけれども、ここはもうちょっと検討できる余地があるのではないかと思って発言させていただきます。

今度、給付型奨学金とか、それから、大学授業料の無償化というのも、国のほうの施策として進みますので追い風でもありますし、それから、とにかく東京都というのは、日本にある大学の半分とは言わないけれども、相当な数の大学があるわけです。専門学校もあるし、短大もあるし、高専もあるし、そういう意味では、努力の余地があるのではないかと思うのです。

金銭的な面は、国の施策が結構出てきていますので、そっちというよりは、むしろ意欲喚起も含めて、大学という世界に体験として、本当に行ける世界なのかわかるというか、進学支援とともに受入体制があるかどうかというのはすごく重要で、それなりのいろいろな困難があるわけなので、大学側の理解とか、大学側の支援とか、相談体制みたいなのがすごく必要で、継続できるということがないと、なかなか入ってこないという意味で、大学側に働きかけることが、多分すごく重要だと思うのです。

東京都は、昔から大学との窓口がほとんどなくて、ここはものすごく弱いところだったのですけれども、政策企画局が最近、非常に力を入れていて、大学との窓口みたいなものをつくっていますよね。

それから、今、大学と一緒にやる授業みたいなものを政策企画局がやっているのです。だから、その中に、こういう養育家庭とか、養護施設とかで生活している児童の進学支援とか、大学支援とか、そういうもののプログラムを、福祉学部とか、福祉学科とかあるような大学はたくさんありますので、何か共同でつくるとか、そういうこなし方があり得るのではないかと思うのです。

これは福祉保健局でできるようなことではないですけれども、政策企画局と組んでやるみたいなことがあってもおもしろいのではないかと思います。

それから、もう一つが、都立の大学をせっかく持っていて、福祉系の学部がありますよね。だから、もうちょっと都立の大学でモデル事業みたいなものを考えると、このと

ころは、どうやったら広がるかという研究の段階から、何かモデル的にやるとかというのがあってもいいかなと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

私もそのことを申し上げようと思っていたのですが、社会的養護のもとを巣立った学生たちが多く大学に入ってきていますので、もう私も、これまで20名ほど支援をしてきた経験があります。

学生相談センターを中核にして、支援チームをつくってサポートしていくという体制づくりなどがあって、そこにソーシャルワーカーも非常勤ですが置いているのです。そういうことを大学でやっていただき、そこに助成をしていくというようなことも考えて、やっていけるのではないかなと思います。ぜひこれは御検討いただけるとありがたいなと思います。

鈴木委員、ありがとうございました。

では、藤井委員、お願いします。

○藤井委員 2点だけ、意見を申し上げます。

1つは、資料2-2の現状と課題でいきますと、下から2つ目の「○」になりますけれども、里子に対する自立支援関係の情報提供の必要性についてもしっかり項目として書いていただいております。

里子に対する情報提供につきましては、いくつかの児童相談所管内で、里親支援専門相談員が、御自身の属する施設の自立支援コーディネーターが蓄積された情報を、一人一人の里子のニーズに合わせて、選択的に提供してくれているのです。これはものすごく助かっていまして、大変ありがたいことだと思っています。

先々、フォスタリング機関ができていけば、フォスタリング機関の仕事になってくるのかもしれませんが、当面は、ぜひ他の児童相談所管内でも同じようなことができればありがたいと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、先ほど来、委員の皆様方の議論の中でも、いろいろな子供たちのニーズ、特にひきこもりとか、依存症とか、いくつか出てまいりましたけれども、この資料2-2の一番下の「○」の現状と課題のところ、「様々な困難な課題を複合的に抱える児童養護施設退所者等に、福祉、教育・就労・住宅政策など各分野の関係機関が関わる必要」とあります。

これは要するに、いろいろな施策の連携だと思っておりますけれども、子供の施策だけでは

なくて、やはり大人に対するいろいろな施策との連携というのも、ぜひ視野に入れていただきたいと思います。

また、子供たちについて言えば、これは前も申し上げたかもしれませんが、大人の支援をしていただけるような支援者とか、制度とか、あるいは具体的な支援者とのつなぎみみたいなことを、できれば児童相談所の保護下にいる間に、お願いできればありがたいと思うのです。

いろいろな子供たちがいるわけですが、自分から支援者につながっていくということがなかなか難しい、苦手な子供たちというのもたくさんいますので、やはり児童相談所の保護下にいる間に、何がしかのちゃんとした顔つなぎみみたいなことができていれば、自立した後も、支援を求めていけるのではないかと思います。

その際に、いろいろな支援者がいるのですけれども、依存症とか、ひきこもりとかということだと、私がぱっと思い浮かべますのは、障害者総合支援法です。いわゆる精神障害のある方々に対する地域支援をやっておられる方はたくさんいらっしゃって、過去、障害者自立支援法ができて以来、大分その層は厚くなってきていますし、ノウハウの蓄積も大分できてきていると思います。

これは他県の例ですけれども、そういった精神障害のある方々を支援しているような法人等々が、児童相談所と連携をして、子供であるところからの支援にまで手を伸ばしていこうとしている例もありますので、ぜひ、大人の施策との連携を考えていただければありがたいと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

大人のサービスにつないでいくためには、伴走する人が必要なわけですが、社会的養護自立支援事業の伴走者の要件が狭過ぎるような気がしています。例えば、大学へ行った方の支援であれば、大学の教員が、あるいは学生相談センターが伴走者になってもいいのだろうと思っていて、そこはかなり幅広に考えたほうがいいかなと思っています。国の要件はあるかと思いますが、都のほうでそれを拡充していくようなことも大事なかなと思いました。

磯谷副部長、どうぞ。

○磯谷副部長 以前、武藤委員から、施設で弁護士がそれなりにいろいろ役に立っているという話がありましたけれども、自立支援のところでも、弁護士が関わることが意外と

あるのです。

子供は、親との交渉が必要になったりですとか、犯罪などいろいろなことに巻き込まれたりすることがあります。それらが事件になってくれば、例えば法テラスとか、日弁連のほうも委託援助事業をやっていますので、そういった一定の仕組みで対応できるのですが、そこに至らないような、結構細かいところもあるので、やはり各施設に、非常勤でも弁護士がいてもらえると、子供の自立支援には非常にいいのかなと思いますので、この辺りもぜひ前向きに捉えていただけるといいかなと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

児童相談所のほうに移りたいと思いますが、よろしいですか。

では、武藤委員、短くお願いいたします。

○武藤委員 簡単に、2つだけ申し上げたいと思います。

1つは、自立援助ホームのことなのですが、背景と経緯のところでは触れられているのですが、ぜひ現状と課題、今後の方向性のところに、自立援助ホームの現状到達点を整理する必要があります。それから、今後のあり方ということも含めて記載していただきたいと、前回、提案をしています。

先ほどのひきこもりとか、非社会的な子供たちが多いということなので、その一步手前の対応ということで、自立をするための就労支援だとか、コミュニケーション技術だとか、そういう点ではすごく、今後、この自立援助ホームの役割は大きいのではないかなと思っていますので、ぜひこの中に入れて触れていただきたいというのが1点です。

もう1点は、22歳まで引き続き支援が可能な社会的養護自立支援事業についてです。この事業が地方では今、割と活用されているのですが、東京都では非常に活用しにくいという状況があるのですね。でも、この自立支援事業での支援はとても大きいと思っていますので、もっと活用しやすいアレンジをすることも含めてですが、ぜひこの中に明記していただきたいと思うのです。

社会的自立がなかなか困難な子供たちを、この自立支援事業を拡充して、その中で様々な社会資源につなげていく。そこでずっと抱えるのではなくて、やはり障害だとか、福祉だとか、医療だとか、そういうところにつなげていく。ソフトなランディングをするという意味から、この事業の今後の拡充策は必要だと思いますので、ぜひこの中にも盛り込んでいただければと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員、短くお願いいたします。

○宮島委員 磯谷委員が、先ほど法的なことを言ってくださいましたが、未成年後見制度という言葉が入っていないことにちょっと違和感がありますので、ぜひともその言葉を入れたほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、1か月ほど前に教えていただいたことです。私はいつも18歳を考えて、その5年前、13歳ぐらいで、5年のケアプランをつくって、自立を考えなければいけないと言ってきたのですけれども、静岡県の里親支援センターの方からお聞きした話なのですけれども、むしろ小学5年生ぐらいが大事なのだということをおっしゃっていたのです。5年生ぐらいになると自分が置かれている位置関係が見えてくる。そこでその子供たちに、自分の将来について考えてもらって、御本人中心に支援プランを考えていかなければいけないと。

今回、自立ということを考えると、どうしても年齢の高い子供への支援が中心になってしまいますけれども、やはり10歳ぐらい、置かれている状況を知ったときに将来についてしっかり考えるという、その視点がやはり必要なのではないかとということで、一言触れさせていただきたいと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

インケアからの自立支援ということですね。

それでは、一旦ここで社会的養護関係を区切って、児童相談所・一時保護所等の改革のほうに移りたいと思います。

はじめに事務局のほうから御説明をいただいて、2つのテーマについて、それぞれ時間を区切って、議論をしていきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

○竹中家庭支援課長 それでは、資料3-1、3-2を使いまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

はじめに、資料3-1の「児童相談所の体制強化策」について、御説明させていただきます。

まず、背景と経緯でございます。東京都はこれまで児童福祉司や児童心理司の増員や、警察OBや保健師、弁護士などの専門職を配置するなど、児童相談所の相談支援体制の強化をしてまいりましたが、昨年3月、都内で虐待により幼い命が奪われるという痛ましい事件が発生いたしまして、さらなる児童虐待の防止に向けた取組が急務という状況になり

ました。

昨年9月には、東京都の児童相談所の体制強化等を含みます緊急対策を公表いたしました。加えまして、国のほうでも、児童虐待防止対策総合強化プランにおいて、人口3万人に対して1人以上の児童福祉司の配置や、児童福祉司2人に対して1人の児童心理司の配置のほか、児童相談所における法的対応体制の強化などが求められるようになりました。こうした背景と経緯のもと、論点といたしましては、やはり児童相談所における人材の確保及び育成というところが挙げられます。

まず1つ目の現状と課題でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、国のプランに基づきまして、平成31年4月現在、令和4年度までに満たすべき、政令に基づく配置基準でございますが、東京都では児童福祉司が約180人、児童心理司が約110人不足いたします。これは、平成30年度の虐待の件数と、児童相談所設置予定の3区を除いた数字を、今回新たに最新の数字として出させていただきます。

そして2つ目の「○」ですけれども、児童相談所の虐待対応件数も5年前に比べて3倍に増加いたしておりまして、児童福祉司1人当たりの対応件数も、年々非常に増加している状況でございます。

こうした状況での今後の方向性といたしましては、さらなる児童心理司、児童福祉司の増員とともに、専門性を持った職員の採用ということで、キャリア活用採用や、任期付き採用など、多様な採用方法を活用して確保したいと思っております。前回、御意見をいただきました児童福祉司等の働き方と業務の軽減を図ることも含めまして、業務補助職員の拡充やテレビ会議システムの設置、モバイル端末の児童相談所への先行配備等によって、テレワークやモバイルワークなどができるような、事務負担の軽減なども考えていきたいと思っております。

2つ目の現状と課題ですが、経験年数2年以下の職員が5割ということで、経験が浅い職員が増加しています。また、複雑で判断の難しい事例も増加しておりますので、スーパーバイザーや基幹的職員の役割が非常に重要な状況となっております。

こうした状況での今後の方向性といたしましては、知識や経験が豊富な児童福祉司OBを活用した個別指導や、実践的な研修などのプログラムを充実していきたいと思っております。また、専門課長の配置をさらに進めて、スーパーバイズ機能を強化していきたいと考えています。

3つ目の現状と課題といたしましては、困難な虐待事例における法律上の問題に的確に

対応することが必要な現状となっておりますので、各児童相談所に配置しております非常勤弁護士や、今年度、総勢49名おります協力弁護士の法的見地からの助言や指導が、引き続き必要となっております。

こうした状況での今後の方向性といたしましては、引き続き、非常勤弁護士や協力弁護士の取組を検証いたしまして、日常的に弁護士に相談できる体制整備を促進してまいりたいと思っております。それから、弁護士に求める役割の検討や、常勤弁護士の配置については、引き続き検証していきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、資料3-2をご覧ください。続いて「一時保護児童への支援体制の強化」について、御説明をさせていただきます。

まず、背景と経緯でございます。一時保護所は、子供を一時的に養育環境から切り離すという行為でございまして、子供の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で、適切なケアが提供されなければならないところでございます。

2つ目の「○」ですけれども、一時保護所には、保護者からの虐待等によって、心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等によって保護されていたりするなど、様々な背景を有する児童が入所しております。非常に対応が難しく専門性が必要な場所となっております。

そして3つ目の「○」ですけれども、昨年の7月、国が一時保護ガイドラインを公表いたしまして、東京都ではそれを受けて、今年度中に一時保護要領を作成する予定でございます。また、これに加えまして、一時保護所の第三者委員から、慢性的な定員超過や、保護所の運営に悪影響を及ぼしている等の指摘がされたことから、一時保護所職員としての基本的姿勢や、児童の援助方法を具体的に定めた運営の手引きをあわせて改正するために、現在、新たに検討会を実施して、検討しているところでございます。

こうした背景と経緯のもと、論点といたしましては、「一時保護のあり方・方針について」ということで整理させていただきました。

まず1つ目の現状と課題ですが、一時保護所のほうは、定員を上回る入所状況が常態化しております。高まる一時保護の需要にさらなる対応が必要な状況となっております。

これに対する今後の方向性といたしましては、今後の一時保護の需要や、区立児童相談所設置に伴う影響等を踏まえた定員の検討をしていきたいと考えております。また、養育家庭や施設への一時保護委託も積極的に活用してまいりたいと考えております。

現状と課題の2つ目ですけれども、処遇が困難な児童が増加している中で、一人一人の

児童の状況に応じた適切な支援の確保が必要になっておりますので、子供たちの権利擁護を図って、安全・安心な環境で生活できるような生活面や心理面での個別ケアの強化が必要と考えております。

これに対する今後の方向性といたしましては、大人との信頼関係の構築や、医学的、心理学的知見を活用したアセスメントの強化、そして、一人一人の児童への日常的な支援を充実してまいりたいと考えております。また、一時保護所の改築に合わせて、個別対応、個室対応などの整備を推進してまいりたいと思います。

そして、職員の配置基準でございますが、現在も国より手厚い配置基準をしておりますが、さらなる一時保護所職員の基準の設定を国に強く要望し続けたいと思っております。さらに、アセスメント力や子供の見立てなど、職員一人一人のスキルの向上ということも図ってまいりたいと考えています。

最後、3つ目の現状と課題でございますけれども、一時保護された児童の権利擁護を図るために、子供の意見表明権の保障や行動制限を最小限とするような児童の権利擁護に対する取組が必要と考えております。

これに対する今後の方向性といたしましては、引き続き外部評価の受審のほか、第三者委員に児童からの相談を受けていただいて、児童相談所にも助言をいただくことも継続していきたいと思っております。

また、一時保護中の子供が困ったときに相談をしやすいように、相談方法などを記載したリーフレットなどの周知を図るほか、今年9月から始めましたけれども、児童の声を聴くための意見箱を設置して、子供の声を拾い上げていくというようなことをしていきたいと考えております。

説明は以上になります。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、2つの課題があるので、それぞれ15分ぐらいを目途に御意見を頂戴したいと思っております。その上で、全体にわたることで御意見があれば、いただく形にさせていただきます。

まずは、児童相談所の体制強化という点について、御意見がありましたら、お願いしたいと思っております。

石川委員、お願いいたします。

○石川委員 今後の方向性の2つ目の「○」のところですがけれども、以前、ちょっと意見と

して申し述べました児童福祉司をはじめとする児童相談所の職員の方々の物理的な職場環境の改善のところで、モバイル端末の配布といった記載はあるのですけれども、十分盛り込まれていないかなという感じがしたのですが、その点については、いかがでしょうか。

○柏女部会長 御質問でいいですか。

○石川委員 はい。

○柏女部会長 では、お願いします。

○竹中家庭支援課長 職員もどんどん増えてくるということもあって、施設の改修なども進めてまいりますので、そうしたところも入れていきたいと思います。

○柏女部会長 人数を増やすことに伴っての施設整備も進めていくということで、よろしいでしょうか。

他にはいかがでしょうか。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員 一般に、行政組織を新しくつくったり、拡充していこうというときには、職員の数と質が当然両方必要なわけなのですけれども、今の東京都の児童相談所の結構危機的な状況を考えますと、私は、ある程度数を増やすことを優先するのはやむを得ないことだろうなと思います。

ですが、これは若干無理を承知で質の面について、あえて申し上げます。例えば、現状と課題の3つ目の「○」、経験が浅い職員が増加ということなんです。私も、一里親として、経験の浅い児童福祉司と何回も相対をしていますけれども、個別指導とか研修だけではちょっと酷ではないかなと、率直に申し上げて思います。

例えば経験の浅い方々には、最初の1、2年ぐらいは、前任者がずっとついていくという、いわゆるOJTの機会がしっかりとないと、経験値を積み上げるところまでなかなかつなげていかないのではないかと思います。もちろん、それが今の児童相談所の状況で可能かどうかという、もちろん難しいのはわかるのですが、それぐらいやらないと、若い職員の方たちは気の毒ではないかというのが、率直なところなのです。

それから、もう一つは、前回の議論でソーシャルワークとケアワークの役割分担の議論などもちょっと出ていて、そこのところはなかなか深い議論になったかなと思っているのですけれども、ソーシャルワークが児童相談所の職員の皆さんの本旨であったとしても、児童相談所の皆さんもやはりケアワークのほうも、研修等々の中で、一定程度は経験するべきではないかと思います。

と言いましても、なかなか里親家庭にずっと泊まり込んでというのは、現実的には難しいと思うのですが、例えば施設で一定期間、実際にケアワークに従事するとか、私は、本当はそれこそ2、3年社会福祉法人に出向して、ケアワークを経験するようなことがあってもいいのかなと思うのです。

そこまでは当然難しいとしても、やはり実際に施設でケアワークを実践してみるとか、あるいは里親との関係で言えば、いろいろな体験談を聞いたり、グループワークの中で里親とも意見交換をするとか、あるいは里親の研修と一緒に参加していただくとか、そういったことで、少しでも里親家庭の現場、施設の現場に直に触れられるような、そういう機会をつくってあげられればいいのではないかなと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

2点、とても貴重な御提言だったと思います。教育関係ではメンター制度とか、チューター制度が進んでいますけれども、福祉関係ではなかなか進まないところもありますので、考えていただいてもいいのかなと思いました。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 前回も、少しだけこの児童相談所の人材のことでお話をさせていただいた記憶があるのですが、今、メンターという表現もありましたが、メンターやバディとか、コーチングのスーパービジョンの導入もぜひ検討いただきたいなと思います。大分前ですけれども、お伝えしたように、やはりコーチングを学ぶことで、いいコーチになれる人材の方は、児童相談所の方にたくさんいらっしゃると思います。

あと、やはり外部から見ると、メディアでもそうなのかもわかりませんが、児童相談所に対しては、どうしても、できなかったこととか、反省すべき点ばかりの印象が非常に強いのですけれども、実際のところ、大きなポジティブな成果をたくさん生み出していらっしゃるはずなのです。ただ、それがなかなか表に出てこない。

もちろんそうした成果があるのは間違いないと思うのですけれども、それは文化として、少なくとも子供に関わる機関あるいは業務として、例えばですけれども、施設職員にしても、里親にしても、子供の日々の成長、日々のポジティブな変化に気がつくことが、非常に重要な資質として求められる。それは里親のポジティブな変化に対して、ソーシャルワーカーがつぶさに気がつくというソーシャルワークの資質が求められる。

それと同じように、やはり児童相談所の職員の皆さんが、日々、地域社会で小さくろう

が、大きかろうが、ポジティブな変化を生み出しておられることを組織内できちんと反芻して、もっと言えばモデルとして、これがうまくいく例なのだと言信し、そういったことが世の中に、言ってみれば落とし込まれていく。

うまくいかなかったことをうまくいくようにしようという消極的な姿勢だけではなくて、既に成功体験を生み出している部分をもっと文化として、私たちはこんなことをやりましたと自分でラップを吹くのは難しいかもわかりませんが、人材育成という意味では、それは非常に重要だと思うのです。

ふだん皆さんが生み出されておられる成果、それから、その成果を生み出した優秀な人材、そして、その組織のチームワークというものを、ぜひもっと活用する形で、表にそういう発信があると、それはおそらく地域社会にどんどん反映されていきますし、里親、施設の職員、そして子供にも大きな影響があるのかなと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

磯谷副部会長、お願いします。

○磯谷副部会長 先ほどからの話も全て、この人材育成のところの話ですけれども、本当に一番大切なところだと思っています。今、東京都でも、新任の児童福祉司の研修をやっておられるとは思いますが、得てしてテクニカルな話になると思うのです。そのテクニカルな話というのは、それはそれで重要なのですけれども、やはりテクニカルなツールを使って、実際にどうマネジメントしていくのかということだとか、それから、もう一つは、その中で、先ほどもちょっと出ましたけれども、本当に子供をどのように助けていくのかという、そこに結びついていかないといけないのだと思うのです。

私は最初のほうに、子供の虐待防止センターという民間団体で活動していました。過去形にしてはいけないのだと思いますが、やはり最初に思い出すのは、虐待防止センターの立ち上げに関わった方と一緒にあるケースカンファレンスに行った時のことです。本当に皆さん、私も含めてすごくテクニカルなところでいろいろ議論をしていたのですけれども、ふと、この子はどう感じているのだろうという話をされるのですよね。

当たり前の話なのですけれども、しかし、ふと、そうだ、この子は今までこう行動してきた、その背景にはどういう気持ちがあったのだろうと、やはりそこに目を向けなければいけないと気づくわけです。まさにそれが、子供の権利擁護の原点だと思うのです。

それは本当に生の事件を扱いながら学んでいかなければいけないので、一つは、具体的

な今抱えている事件などを持ち寄って、いろいろな専門的などころから、やはり子供のことをきちんと考えるような様々な助言を得て、では、自分はどうか関わっていくのだろうかと考える、そういう経験を積み重ねていくというのが、すごく重要だと思います。

もう一つは、過去の事例、特に虐待で残念な結果に至ったケースをしっかりと活用して、検証結果を踏まえて、やはり何がまずかったのか、そして、それが自分の今のケースに振り返ってきてどうするとか、そこに直面してもらいたいのも、とても重要だと思うのです。

そういうことで、忙しいと、なかなかどうしても、まず現場に出てという話になってしまうのだけれども、やはりじっくり時間をとった研修、それも座学ではなく、今申し上げたような本当に生の事件を使った学びの機会をきちんと保障していくことが、とても重要だと、それも長い目で非常に重要だと思います。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、宮島委員どうぞ。

○宮島委員 3点です。

今の流れの続きとして2つ、ちょっと別なところで1つなのですが、先ほど、藤井委員が、社会福祉法人に例えば出向というようなことと申していただきましたけれども、これは本気で考える必要があるかなと思います。やはり家庭から離れる子供たちは何を感じるのかとか、あるいはケアを担う人たちの切羽詰まるということはどういうことなのかをわからないと、ただ傾聴とかになりがちですよね。本当にわかり、共感し、理解することがなければ、いろいろなことが進められないので、やはりケアを担う勤務経験を3年ぐらいいは設けるようなことは必要なのではないかと思います。

公立施設が大分少なくなっているんで、他県でもそういうことは難しくなっていますけれども、やはりそのことでの経験がなくワーカーをやる場合の厚みとか幅の広さは全然違うので、一時保護所での勤務というのは可能かもしれませんが、社会的養育推進計画の期間が10年ということを考えれば、人事交流ということも考えてもいいのではないかと思います。それが1点目です。

2点目ですけれども、とにかく1、2年目の職員が多いということですが、やはり10年とか、20年勤めていただく中で、最低5年の経験をしたところ、あるいは10年経験したところで一旦職場を離れて、自分の実践してきたものを振り返る、省察することが、どうしても必要だと思うのです。

まさに今、私の勤務しているところはそういうコンセプトなのですが、やはり皆

さん10年ぐらい悩んできて、それで自分のやってきたことをまとめることによって伸びていくものがあると思いますので、単なる短い研修ではなくて、一旦10年ぐらいたったところで学び直すことも、長期的には考えていただきたいと思います。

3点目は全然違う内容なのですが、医師のことは述べているのですが、今回、医師のことが書かれていない。弁護士と常時相談ができると同時に医師とも常時協議ができるというようなことが、法改正では目指されていたと思います。今、例えば頭部外傷でも、えん罪ではないかということで、無罪判決がいっぱい出てきています。もちろん虐待は見逃してはいけませんが、えん罪をつくり出すこともあってはならない。

そうだとすれば、医師と、これは小児科医だけではなくて、脳神経外科の医師からの意見等も聞けるような、そういった体制というのが、今、必要ではないか。そうでないと、児童相談所も思いきった、しかもえん罪を生み出さないような判断をするのが困難なのではないかと思いますので、触れておく必要があると考えます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 最初のところで、石川委員のほうから、児童相談所の職員の労働環境の問題の質問がありましたが、事務局からは、どちらかというとハード的な面での答えだったと思います。私は3、4年前に、やはり社会的養護の専門委員会をやったときにも話をしたのですが、児童相談所が虐待だとか、リスクに向き合うという点では、職員のメンタルヘルス的な部分にもう少し力を入れないと、人員を増やしても、なかなか労働軽減につながっていかなかったりする部分もあるのではないかと。

ハード的な部分の充実も必要ですが、ソフト的な部分の充実策を図るという意味からも、メンタルヘルスだとか、休暇をしっかりとることも含めて、もう少しソフト面に力を入れることが必要なのではないかなと思います。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

では、次のほうに移ってもよろしいでしょうか。ここの中では出てきていないところとして、いくつかの御意見があるのは、いわば児童相談所の高機能化という話なのだろうと思います。児童相談所の区移管が進んでいくにつれて、都のほうにどのような援助が求められてくるのか。そうしたことも踏まえながら、10年計画ではありますけれども、ここ

は事態の状況に応じて、途中で見直しというようなことは随時しながら進めていかなければいけないし、都の児童相談所として、何をするのかということが、今後大事になってくるかなと思います。

ありがとうございました。

では、一時保護所等の改革について、何かございましたら、お願いしたいと思います。

林委員、どうぞ。

○林委員 現状と課題の3つ目の権利擁護に関することです。

書かれているように、第三者委員が公平・中立的な立場で子供の話を聞くことが非常に大切なことだと思うのですが、一時保護という場面だけではなくて、措置過程、措置後も含めて国もアドボケイトのあり方について検討されていると思うのです。

アドボケイトは公平・中立ではなく、子供の立場に立って、子供に寄り添うということです。スピーカー的にそのまま子供の声を伝えることもあるだろうし、潜在的な声を酌み取ることもあるでしょうが、やはり非常に多大な喪失感を抱えた子供に誰が寄り添うのかと考えたときに、それが児童福祉司だけでいいのか。

そこを考えてみれば、私も海外に出たときに、いわゆる付き添い弁護士みたいな人がいて、さらに弁護士がいて、それから、最近だとユースパートナーとかという、社会的養護を経験した立場にある20代の人が付き添うとか、多層に満ちた子供の保護膜みたいなものが、措置のプロセスの中で保障されていることを考えると、やはり子供の声は、状況によって変わってくるわけですから、そういう多様なアドボケイトを、今後、国の動向と合わせて検討するのは必要なことかなと思います。

○柏女部会長 ありがとうございました。

アドボケイトのことについても、ぜひ何らかの形で計画の中に入れ込んでいただきたいということだと思います。

その他にはいかがでしょうか。

武藤委員、お願いします。

○武藤委員 現状と課題、それから今後の方向性の一番上のところですが、一時保護の今後のあり方として、施設や養育家庭での一時保護委託についても積極的に活用をするということなのだと思いますが、その際、できれば各施設で一時保護をしたときに、受け入れや支援についてこういうことが必要ですよということで、ガイドラインまでいくかどうかかわからないのですが、東京都のほうで何らか示していただくと、参考になるのか

などと思います。

今、児童相談所ごとに対応の仕方や児童相談所からの指示の内容がまちまちということなので、施設のほうも結構戸惑う。外出をさせていいのか、させて悪いのかとかを含めて、そういう点では、今後、施設等で一時保護委託を積極的に活用するというのであれば、それに見合う指針というか、ガイドラインをつくっていくことが必要だと思います。

その際に、できれば一時保護を担当している施設の職員等の意見もぜひ参考にしながらつくっていただければと思います。

以上です。

○柏女部会長 これも大事な御指摘だと思います。委託一時保護の統一化といいましょうか、そうしたものがしっかりできていないと、事故が起こったりしてしまいますし、今後必要だろうということです。ありがとうございました。

その他はいかがでしょう。

西村委員、お願いします。

○西村委員 以前の議論で、とても私の印象に残っているのが、第三者委員の報告書の中で、やはり一時保護所の子供の権利擁護に関するあるべき理念というか、姿というものが、職員の中で共通認識として、なかなか持てない状況があると。それはこれまでの経緯の中で蓄積されてきたものだと私は認識したのです。

今後、その一時保護所のあり方の検討を権利擁護に基づいて進める上では、スキルという職員一人一人の能力向上だけではなくて、施設全体として、そういった理念の浸透というか、そういったことをまず一番はじめに置いて進めていくことが重要なかなと思います。報告書を読んで、現状が困難であるということを確認しましたので、その部分のところを2つ目に入れるのいいか、どこかちょっとわからないのですけれども、どこか入れておくのもいいかなと考えました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

背景と経緯の「○」の3つ目のところの一時保護要領をしっかり作成するところがありますが、ここの中に、しっかり子供の立場に立って保護を行うという、その視点も盛り込んで、しかも研修等をしながら、浸透させていくようなことが大事なかなとお話を伺って思いました。

他はいかがでしょうか。一時保護関係はよろしいですか。

もしそうであれば、全体にわたっての、もう一度おさらいということで、このところ

を少し言い忘れたのだけれどもというのがあれば、15分ぐらい時間をとれると思います。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 全体を通してなのですけれども、とにかく児童相談所の忙しさというのが並大抵ではなくて、人も全然足りなくて、それも桁違いに足りなくてという状況です。

武藤委員も前におっしゃっていたと思うのですがけれども、抜本的なことを考えないとやっていけないですよという状態でこういうものが出てきて、私は何かすごく違和感を覚えるのです。

とにかくすごく大変だということもわかるし、悲壮感も漂う感じで、これもやります、あれもやります、全部やりますという感じで、しかもここは外せないとかというプラスの議論ばかりあるわけです。

やはり普通の企業などを考えると、この事業部を増やしたい、でも増やせるキャパシティに限界がある場合には、何を切るかという話をするのが当たり前の話なのです。どこをやめるか、あるいは、どこがアウトソーシングできるか、どこの機関に任せられるかとかいうことを議論しないと、すごくリアリティーがないという感じなので、もうちょっとそこを、どこを切っていいかという議論をすべきだったかなと思うのです。

例えば一時保護所だったら、食事をつくるのは外に任せてもいいよねとか、あるいは、ちょっと専門用語が出てこないのですけれども、バイオロジカルペアレンツに対する支援みたいなものは児童相談所がやらなくていいとか、どこを外してあげるとか、どこはどこの機関、民間に任せられるとか、ここは警察がいいのではないか、というような議論を少し足したほうがいいのではないかなという気がします。

そういう意味ではどう考えていらっしゃるのかなということをお聞きしたいのが1点あって、先ほど、部会長がおっしゃったように、先行3区は相当本気でやっていますよね。フォスターリング機関の募集とかもやっているわけなので、そこがそろってくると、当然そこは任せていいはずなので、そういう役割分担みたいなものが、今の段階で結構わかっていることがいっぱいあるはずなので、都はどう考えていらっしゃるのだろうかというのが1つです。

それと、もう1つは、企業みたいなもので考えると、減らせないとか、アウトソーシングできないときに考えるのは、IT化とか、AIという話になってくるわけですがけれども、それは全く議論していません。でも、他の自治体では、例えば三重県などはAIを取り入れたりしていますので、あるいはデータベースの共有化とか考えられないか。現状で言う

と、ファクスで他の児童相談所とのやりとりをしているとか、すごい状況だというのは、我々は見学して、見せていただきましたので、その情報体制の整備を行うことで、相当労力を省力化すると思うのです。そういうところが触れられていないので、ここもちょっとやりようがあると思っています。例えば区の児童相談所を立ち上げると、そことの連携をするためには、やはり共通のデータベースをつくって、情報がリアルタイムでやりとりできるとか、そういうことがすごく重要だと思うので、IT、情報関係みたいなところも、もう少し議論があってもいいのではないかなと、足してもいいのではないかなと思いました。

その2点です。

- 柏女部会長 御質問という形ですけれども、ありましたら、お願いしたいと思います。
- 竹中家庭支援課長 予算要求とか、いろいろなことに響くので、正式なことが申し上げられないのですけれども、例えばフォスタリング機関のこととか、一時保護所の学習支援のところとか、タブレット端末などを使ってみたりとか、外部委託、アウトソーシングなども含めて、いろいろと考えているところでございます。
- 宿岩事業調整担当課長 特別区の児童相談所ができれば、その地域の相談については、各区が対応する形になるため、そこに割いてきた我々のマンパワーというものを、今後、都の児童相談所全体で回せることとなります。そういう意味での省力化というか、マンパワーの配分はできると思います。

情報共有も重要なテーマでございまして、今年度から区市町村と東京都で、全体で児童相談体制をどう連携強化していくかという検討会をやっており、そのテーマの1つにも挙がっているところでございます。国のほうも、全国的に情報共有システムの構築を進める検討をしていると聞いており、その動向も踏まえながら、対応していきたいと考えております。

- 柏女部会長 よろしいですか。

念頭にはあるけれども、今の段階では、まだ区移管のほうもなかなか進んでいないので、来年の4月以降、進んでいった結果、どんな問題が上がってくるのかというところをにらみながら進めていくという形だと思います。

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

では、西村委員、どうぞ。

○西村委員 私も鈴木委員と同じような印象を受けていて、児童相談所でもそうですし、施設もそうなのですけれども、そこで働く職員の方は、スーパーマンでないといけないのかなというようなぐらい、本当に大変だなという印象があります。

そこで考えていたのが、今、コミュニティーケアとか、ソーシャルワーカーとか、いろいろなキーワードが出てきていると思うのですけれども、それぞれの職員のレベルとかがあるので、そこで求められる資質とか能力を特定して明確化する。そうすることで、例えば私が1年目に入りましたというときに、自分は何を求められているのか、どこまでやらなければいけないのかということがわかると、まず安心することと、3年目、5年目と、自分がキャリアパスを踏むときに、どこを目指すのかというところが見えるのかなと思うのです。

これは私自身が今、会社でも同じような課題に直面していて、キャリアパスを考えるときに、その辺りのことも含めてであると、理念とか、ソーシャルワークの考え方だけではなくて、具体的な能力、資質というものの特定があるといいのかなというのが1つです。

あと、連携という言葉もいくつか出ていて、連携する能力が求められているように思うのですけれども、これもいまいち、1年目、3年目の方にはわかりにくいと思うのです。そこで、先ほど話にも上がっていたような具体事例、どういった連携がなされて、それがすごく成功事例としてよかったのかというようなことがあると、道筋が見えやすいのと、あとは、そういった資源のリストのようなものがあると、また、それはそれで違うのかなという印象も持っています。

実際に子育てをしていて、日本では、地域社会では、かなりいろいろな資源があるなというのが印象なのですが、ただ、その資源に届くまでがなかなか至らないので、職員の方にとっても、社会福祉の枠を超えて、資源の一覧があると、ここも使ってみようかなとかいう引き出しが増えるのかなというのは、全体を通して思いましたので、伝えさせていたいただきました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

やはり全体を見ていくことがとても大事だと思います。

その他はどうでしょうか。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 やはり基礎能力としてとても大事なものは、人の話を聞く面接力だと思うのです。

本当に面接力がなければこの仕事はできないですし、ほかにも調査をする力、共感力ある

いは人権感覚、そういったものがなければできない。

数年前に、あたかもアセスメントツールがあれば、大分省力化して均等化できるのではないかというようなことが言われましたけれども、果たしてそうなったかというところではないのです。先ほど、鈴木委員がおっしゃったように、確かに三重県のほうでA Iを導入して、研究もされている。これはもちろん進めていただきたいと思いますけれども、そこに打ち込む様々なデータが果たしてあるのかとか、これは結構アナログなものが逆に育っていないゆえに、様々な問題が起こっているというような認識も必要ではないか。

面接でも本当に基本的なロールプレイの訓練とか、立入調査や臨検、捜索ではなくて、通常の家門訪問で、実際にどういうやりとりがあるのかとか、そういった訓練を重ねなければだめだということについて、そのエビデンスはどこにあると言われると弱いのですけれども、少なくとも確信があります。

いろいろなところで年間40回くらいの事例検討に行っているのですが、やはりその辺りの力が徹底的に育っていないと感じます。いろいろな検討資料は出てくるのだけれども、では、この方のお父さん、お母さんの年齢はおいくつですかとか、お母さんは最初の子供を何歳で生んだのかとか、そういうことを見落とししていたりするのです。

やはり本当に基礎的な部分をきちんと身につけることを、かなり地道に取り組まなければならない。今回、まさにその危機感があるからこそ、こういう内容になっているのではないかと思いますので、やはりアナログ的なことも大事にしたいということをおっしゃってください。

○柏女部会長 ありがとうございます。

児童相談所にかつて勤務していた者としては、同じ気持ちです。

このソーシャルワーカーAさんにかかると、今まで拒否していたのが、一時保護に同意するとかということが頻繁にあつて、Aさんマジックと我々は呼んでいたのですけれども、その方は、介入のシステムが強くなるにつれて、もう私の時代ではないよと言って退職をしていったのですけれども、そんなことを考えると、本当に大事にすべきことは何なのかなということ、常に考えさせられると思います。宮島委員の意見も大切だなと思いました。

他はいかがでしょう。

では、林委員と石川委員、渡邊委員、お願いします。

○林委員 児童福祉司の育成において、例えば社会的養護の経験者の声を集める場に出ると

か、あるいは虐待の被害者のセルフヘルプグループのようなところに通うとか、アクティブラーニングは重要かと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

石川委員、どうぞ。

○石川委員 自立支援の関係のところ、資料集のほうでちょっとひっかかった点が1つありましたので、申し述べさせていただきたいと思います。

資料集1ページの自立支援の状況についてですが、進学、就職と、あと、その他とございますけれども、やはり児童養護出身者と全高卒者とかと比べて、数字が違うところはどうしても目が行ってしまいます。

児童養護施設の出身者の進学率が大分低いとか、就職がその分多いとかいうところに着目してしまいがちで、その他というところになりますと、東京都のところで行くと、施設出身者が8%、全高卒者で10.2%と、そんなに数字も違いがないし、むしろ施設出身者のほうが低いぐらいということに、この表だけ見ると、なってしまいがちかと思うのですが、施設入所児童以外の全高卒者の内訳というところを考えると、おそらく多くはいわゆる浪人だとか、そういうことになるのかなと思うのです。

その他の内訳を見ると、想像ですけれども、大きく違うのではないかと思うのです。その他のところを数字でまとめて、ここに光が当たらなくなってしまうというのは、とても怖いことだと思ってしまっていて、統計ですから、ある程度まとめるのは仕方がないと思うのですが、常にその他の内訳というのは何なのかと。この、その他が、たまたままとめてみたら、数字が似たような感じになったので、ここが置き去りにされるようなことがないようにというのを、常に内訳を見ていくような視線を持っていただきたいなと思いました。

○柏女部会長 ありがとうございます。

これは本当に大事なことだと思います。100人のうちの1人のニーズにやほりの確に答えていくことが大事だと思いますので、都のほうで統計をお持ちでしょうから、それらを細分化しながら、一人一人のその他の方々のニーズを考えていただければと思います。

では、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 しつこいようではありますが、人材確保という点で、他の委員の皆さんがおっしゃっているのはもっともだとは思いますが、その資質とか、あるいはもっと雑な言い方をすると、優秀な人材を確保するという部分でいくと、では、優秀な人材が確保できるに

は、どういう条件が整わないといけないのかと一般的に考えると、労働条件とやりがいのバランスだと思うのです。

私は先ほども申し上げましたけれども、児童相談所の役割というのは、地域社会の中では非常に尊いものであって、非常にやりがいのあるものであるべきで、実際そうだと思うのです。

ただ、児童相談所で働きたいと、次の世代の方々が思ってもらえるような職場であるかどうか。もちろんやりがいとして、本来はそうだと思うのです。先ほど申し上げたように、優秀な人材の方が、実際に今もいらっしゃって、ポジティブな成果を今も生み出し続けていらっしゃる。これは私の主観なので、非常に偏っていることは承知でお話しますが、それがどうも一般にはなかなか伝わってこない。それは果たしてどうなのだろう。

失敗とかあるいは反省する、うまくいかなかった例から学び取るのは非常に重要なことだと思うし、ぜひそれは外してはいけないことだと思いますけれども、でも、しつこいようですけれども、現場の中でやはりモデルとなるような方々が、どういう活躍をしておられて、それでどんなポジティブな変化を生み出しているのか。

そこに対して、憧れというとあまりに言葉として強過ぎるかもわかりませんが、ぜひそこで同じような活躍を目指したいという、そういった次の世代の方々が、児童相談所で働きたいと思えるような状況にしなければ、おそらく皆さんのおっしゃっていることは、やはり実現は難しく、結果として誰も来ない。無理やりやって、それでうまくいくかといったら、もちろんそれはあり得ないわけです。

そうすると、もちろん反省、あるいはさらに改善していく点というのは、どの職場でも同じことだと思いますが、それと同時に、今の児童相談所の皆さんが感じておられるやりがいや、ポジティブな変化というものが、もっと発信されてもいいのかなと思いましたので、つけ加えさせていただきました。

以上です。

○柏女部会長 ありがとうございます。

そろそろ時間になりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日の検討はここまでとさせていただきたいと思います。

次回の部会では、この3つのテーマについて、これまでの審議内容を整理した計画の素案を、都には提示をしていただきたいと思います。その上で、また、御意見を頂戴できればと思います。

今日の審議は以上になりますが、事務局から今後の予定など、お願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○玉岡育成支援課長 資料4をご覧ください。次回第8回の部会ですが、12月23日月曜日午後6時からの開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めて委員の皆様に御連絡させていただきます。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○柏女部会長 それでは、委員の方から最後、特にございませんでしょうか。

よろしければ、本日の第7回専門部会は、これで終了とさせていただきます。遅い時間まで審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後8時29分

閉 会